

地縁による団体の法人化の手引き



令和8年10月1日

青 森 市

【 改訂履歴 】

改訂年月日	改訂内容
平成 17 年 8 月 4 日	初版作成
平成 19 年 5 月 30 日	審査基準の見直し等による内容改訂
平成 20 年 3 月 21 日	内部レビューによる修正
平成 21 年 4 月 1 日	地方自治法改正に伴う改正
平成 26 年 8 月 1 日	審査基準の見直しによる内容改訂
平成 27 年 4 月 1 日	地方自治法改正に伴う改正
令和 元年 5 月 1 日	改元に伴う改正
令和 3 年 4 月 1 日	地方自治法改正に伴う改正
令和 4 年 4 月 1 日	地方自治法施行規則の一部改正に伴う改正
令和 5 年 4 月 1 日	地方自治法施行規則の一部改正に伴う改正
令和 6 年 4 月 1 日	内部レビューによる修正
令和 8 年 10 月 1 日	地方自治法施行規則の一部改正に伴う改正

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 法人化できる団体・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 法人格を得るための要件・・・・・・・・・・・・	2
3. 認可申請のための手続・・・・・・・・・・・・	4
4. 認可に必要な申請書類・・・・・・・・・・・・	4
5. 認可申請手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・	5
6. 告示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7. 認可後の地縁による団体・・・・・・・・・・・・	9
8. 認可後に必要な届出・・・・・・・・・・・・・・	10
9. 認可地縁団体登録証明書等の発行・・・・・・・・	17
10. 不動産に係る登記の特例・・・・・・・・・・・・	18
11. 認可の取り消しと解散・・・・・・・・・・・・	20
12. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

【様式編】

様式1	認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	22
様式2	申請者が代表者であることを証する書類・・・・・・・・	23
様式3	代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類・・	24
様式4	代理人の有無を記載した書類・・・・・・・・・・・・	25
様式5	構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	26
様式6	区域及び活動状況等に関する確認書・・・・・・・・	27
様式7	認可地縁団体印鑑登録申請書・・・・・・・・・・・・	28
様式8	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書・・・・・・・・	29
様式9	認可地縁団体告示事項証明書交付請求書・・・・・・・・	30
様式10	規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	31
様式11	告示事項変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・	32
様式12	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書・・・・・・・・・・・・	33
様式13	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・・・・・・	34
様式14	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書 【参考】・・	35
様式15	認可申請書（合併の認可）・・・・・・・・・・・・	36
様式16	合併に係る債権者保護手続終了届出書・・・・・・・・	37

【資料編】

・地縁による団体の規約例・・・・・・・・・・・・・・・・	38
・申請様式記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
・地方自治法抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
・地方自治法施行規則抜粋・・・・・・・・・・・・・・	70

はじめに

地縁による団体の法人化の制度ができる以前は、町（内）会・自治会等は「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義で不動産登記することができないため、町会長や役員などの個人名義や、共有名義で登記されている場合が多くありました。

しかし、個人名義や共有名義の登記は、名義人の転居などにより、町（内）会等の構成員でなくなった場合に名義の変更や相続関係などの問題が生じてきました。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、集会施設等の建物・土地等の財産を所有する（取得予定を含む。）町（内）会等が、一定の法的要件を満たせば、法人格を取得し、不動産登記ができるようになりました。

その後、令和3年11月に地方自治法施行規則の一部が改正され、認可地縁団体の認可の目的について、不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。

この手引きは、町（内）会・自治会等が、法に基づき法人格を取得する際の申請手続などを、できるだけわかりやすく整理したものです。

1. 法人化できる団体

地方自治法（第260条の2）に基づく法人格付与の対象となるのは、「地縁による団体」です。

この「地縁による団体」とは、町（内）会・自治会等のように「町または字の区域、その他市内の一定区域に住所がある者の地縁に基づいて形成された団体」です。

ただし、スポーツ少年団や伝統芸能保存会などのように特定の活動を行う団体や、青年団、婦人会などのように年齢や性別等特定の条件を必要とする団体は地縁による団体とはなりません。

2. 法人格を得るための要件

地縁による団体が法人格を得るためには、青森市長の認可が必要です。

認可の要件は、地方自治法（第260条の2）に定める以下の4つの要件を全て満たしていることが条件となります。

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。（第2項第1号）

※ 地縁による団体は、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、地域的な共同活動を目的としなければなりません。認可に当たっては、地縁による団体の目的は規約により判断し、現に活動を行っているかは、総会に提出された事業報告書や収支決算書により判断します。

- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。（第2項第2号）

※1. 区域は地縁による団体が相当の期間にわたって存在している区域の現況によるものとします。

※2. 区域は規約で定めることとなりますが、町・字・地番・住居表示により区域を表示するほか、河川・道路等住民にとって明らかな方法により、区域を画する表示も認められます。

③ 地縁による団体の区域に住所があるすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。(第2項第3号)

※1. 「構成員となることができるもの」は、年齢・性別・国籍などを問わず、区域内に住所を有するすべての個人です。これに反する加入資格を規約に設けることや世帯を構成員とすることは認められておりません。

※2. 区域内に不動産を所有しているのみで住所を有していない者は構成員となることはできません。また区域内にある法人・団体は賛助会員になることはできます。

※3. 「その相当数の者」とは、その区域の住民（町（内）会等に未加入の人を含む）の2分の1以上としており、申請時に提出される構成員名簿により確認されます。

④ 規約を定めていること。(第2項第4号)

※1. 法人格を得る上では、団体の名称、目的及び組織の管理運営方法などを規約に定め明確にしておく必要があります。

この規約には、次の項目を必ず定める必要がありますが、各々の事情に応じそれ以外の事項も定めることは差し支えありません。

ア. 名称 イ. 目的 ウ. 区域 エ. 主たる事務所の所在地

オ. 構成員の資格に関する事項 カ. 代表者に関する事項

キ. 会議に関する事項 ク. 資産に関する事項

※2. 規約を作成するに当たっては、別添「地縁による団体の規約例」を参照してください。なお規約の名称は「〇〇規約」、「〇〇会則」、「〇〇規程」など制限はありません。

3. 認可申請のための手続

認可申請の決定は、あくまでも地縁による団体の自主的な判断により行われるものです。このことから地縁による団体が、法人格を得るための認可申請を行うにあたっては、当該団体の規約等に則った総会を開催し、住民の合意を得ることが必要です。

なお、この総会では、法人化の認可を申請するために、次の事項について決定することが必要です。また総会の内容は必ず議事録として記録してください。

ア. 法人格を得るための認可申請について

イ. 規約等の決定について

ウ. 構成員の確定について

エ. 代表者の決定について

オ. 不動産等保有することとなる資産の確定について

※ 総会招集手続や議決等を定めた規約が現在の町（内）会等において整備されていない場合や不明瞭な場合には、現在の規約に対して、まずこれらの整備を行う必要があります。

4. 認可に必要な申請書類

地縁による団体は、総会における認可を申請する旨の決定を行ったうえで、市長に対し認可を申請することになります。申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

ア. 認可申請書（様式1）

イ. 地縁による団体の規約（【地縁による団体の規約例（案）】を参照）

ウ. 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類

※ 議長及び議事録署名人の署名がある総会議事録の写しで、原本証明があるものがが必要です。

エ. 構成員名簿（様式5）

※ 構成員全員の氏名・フリガナ・住所を記載したものがが必要です。

オ. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※ 町（内）会等の活動実績を示す書類として、過去2事業年度分（町（内）会等以外の地縁による団体の場合は、過去3事業年度分）の事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書が含まれる総会資料等を添付してください。

カ. 申請者が代表者であることを証する書類（様式2）

※ 申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写し及び申請者が代表者になることを受託した承諾書を添付してください。

キ. その他

- ① 代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式3）
- ② 代理人の有無を記載した書類（様式4）
- ③ 区域を示した図面（住宅地図等に赤色で区域を囲んで表示したもの）
- ④ 区域及び活動状況等に関する確認書（様式6）

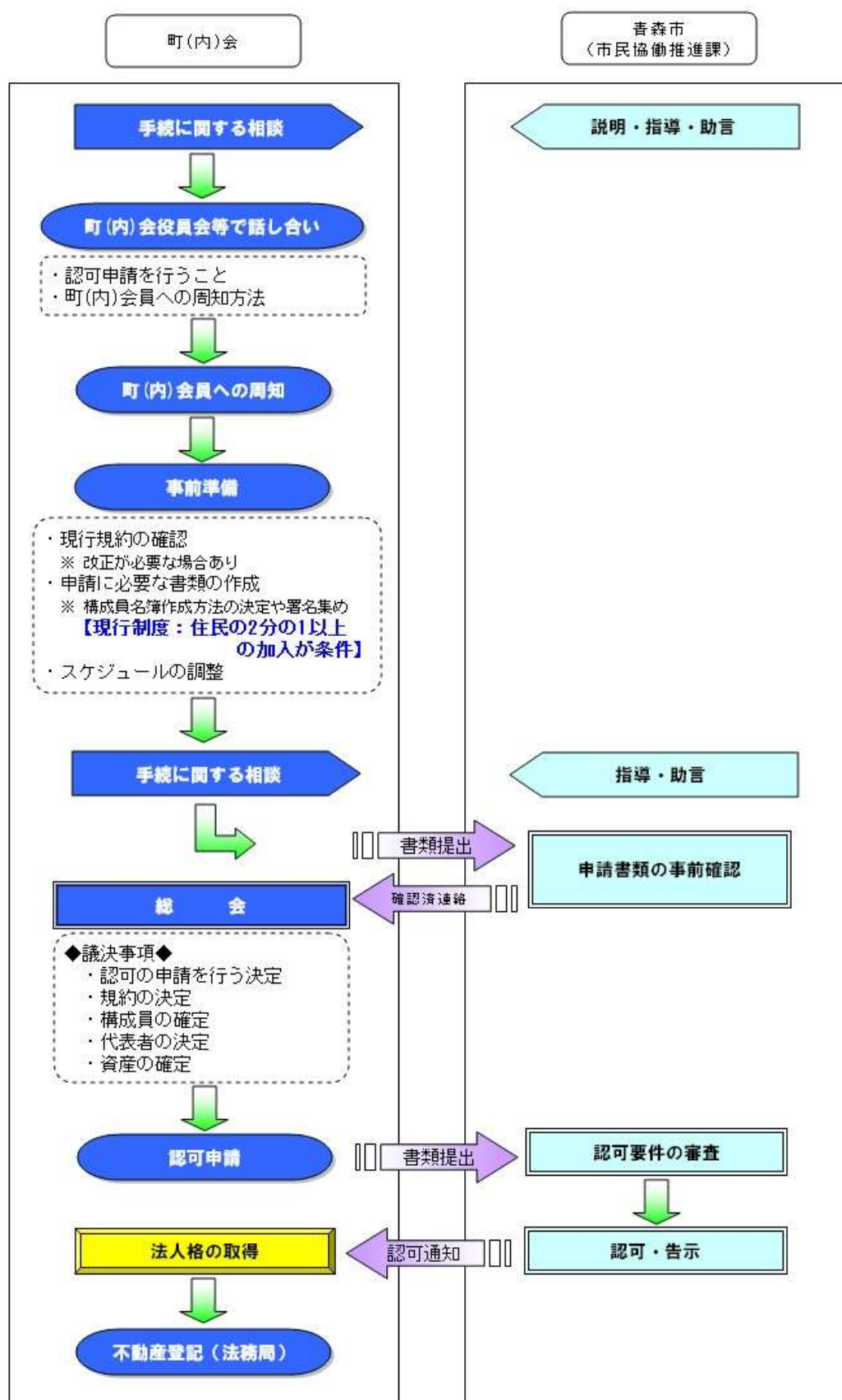
※ 町（内）会等以外の地縁による団体の場合は、当該団体の区域において、現に地域的な共同活動が継続的に実施されており、当該団体が安定的に存在していることが、当該団体の区域と隣接する又は重なる町（内）会等により確認されていることが必要です。

5. 認可申請手続の流れ

認可申請書は、青森市市民部市民協働推進課（市役所駅前庁舎4F）へ提出してください。

市では、地縁による団体から提出された認可申請書に基づき、認可要件を満たしているかどうかの審査を行い、認可要件を満たしていると確認できたときは、青森市長が認可・告示をし、その旨を代表者に通知します。これによって、地縁による団体は法人格を得ることとなります。

〔法人化までの流れ〕



〔認可要件の審査〕

地縁による団体の認可に係る標準処理期間は、14 日間となっており、審査基準は次のとおりです。

認可要件	認可の基準
(法第 260 条の 2 第 2 項) 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。	当該地縁団体がその規約に定める目的を達成するための地域的な共同活動を 2 年（当該地縁団体が町会等（町会及び町内会並びにこれらの連合体をいう。以下同じ。）以外の団体である場合は、3 年）以上継続して実施していること。
(法第 260 条の 2 第 2 項) 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (法第 260 条の 2 第 4 項) 区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。	当該地縁団体の区域が、客観的にその区域として認識できるとともに、安定的に存在していることが認められていること。 この場合において、当該地縁団体が既知の町会等以外の団体であるときは、当該団体の区域と隣接する又は重なる町会等により、当該団体が安定的に存在していることの確認がなされていること。
(法第 260 条の 2 第 2 項) 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (法第 260 条の 2 第 7 項) 認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。	当該地縁団体の区域に住所を有する個人の 2 分の 1 以上の者が構成員となっていること。
(法第 260 条の 2 第 2 項) 四 規約を定めていること。	法第 260 条の 2 第 3 項に掲げられた事項が定められていること。 ① 目的 ② 名称 ③ 区域 ④ 主たる事務所の所在地 ⑤ 構成員の資格に関する事項 ⑥ 代表者に関する事項 ⑦ 会議に関する事項 ⑧ 資産に関する事項

6. 告示について

市長は、地縁による団体の法人化を認可した際に、次の事項について告示をします。この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できることになります。

〔告示事項〕

- ア. 名称
- イ. 規約に定める目的
- ウ. 区域
- エ. 主たる事務所の所在地
- オ. 代表者の氏名及び住所
- カ. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- キ. 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ク. 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ケ. 認可年月日

なお、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）により、個人情報保護の観点から、次に掲げる事項を表示しないこととし、その場合は「非表示」と表示して告示します。

- 認可地縁団体の代表者の住所
 - 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所
 - 認可地縁団体の代表者の代理人の住所
 - 認可地縁団体の清算人の住所
 - 認可地縁団体の主な事務所の所在地（上記4項目に掲げる住所と同一の場合に限る。）
- （令和8年10月1日施行）

7. 認可後の地縁による団体

- (1) 認可を受けた地縁による団体は、団体名義での資産の登記・登録ができるようになります。

団体が保有しながら会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、団体名義へ移転登記等ができます（登記手續の際には、登録免許税が課税されます）。

このほか、法人として認可以前とは異なった取扱いがされることがあります。主なものは以下のとおりです。

- ① 告示事項（8 ページ参照）に変更があった場合は、青森市長に届け出る必要があること（法第 260 条の 2 第 11 項）
- ② 規約の変更は、青森市長の認可を受けない限りその効力を生じないこと（法第 260 条の 3）
- ③ 法人県民税・市民税が課税されること（ただし、収益事業を行わない場合、手続きを行えば減免されます。）
- ④ その他、認可地縁団体に関する法令（地方自治法等）を遵守する必要性が生じること

- (2) 認可地縁団体は（1）のほか、次のような定期的な事務が発生します。

- ① 財産目録の作成と備置（地方自治法第 260 条の 4）
通常、認可を受けるときと毎年初めの 3 か月以内に財産目録を作成し、事務所に備え置く必要があります。
- ② 構成員名簿の作成と備置（法第 260 条の 4）
構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加える必要があります。
- ③ 通常総会の開催（法第 260 条の 13）
少なくとも年 1 回、通常総会を開催する必要があります。

- (3) 認可地縁団体は、（1）に挙げた点などにおいてこれまでとは異なる取扱いとなりますが、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての性格は変わるものではなく、青森市の行政組織の一部とされることはありません（法第 260 条の 2 第 6 項）。

また、青森市は認可地縁団体に対して一般的な監督権を有しないことも、認可前と同様です。

8. 認可後に必要な届出

認可を受けた地縁による団体の代表者は、次の内容に変更が生じた場合は、市長に対し申請・届出が必要となります。

(1) 規約の変更があった場合 ※規約を変更する際は、事前にご相談ください。

提出書類	解説
①規約変更認可申請書（様式 10）	○様式の記載例にならって作成してください。
②変更内容及び理由を記載した書類	○様式に特段の定めはありませんが、規約の変更前後及び変更理由が明確に分かる必要があります。（57 ページ参照）
③規約変更を議決したことを証する以下の書類	
・ 会議の議案書（総会資料等）	○様式に特段の定めはありませんが、規約の変更について明確に諮られる必要があります。
・ 議事録	○様式に特段の定めはありませんが、規約の変更について議決されたことが明記されている必要があります。（57 ページ参照） ○規約で規定している議事録の記載事項が明記されている必要があります。提出前に記載漏れが無いかご確認ください。 ※ <u>現在の会員数や出席者数は、世帯数ではなく人数を記載してください。</u> ○議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です。 ○議事録の写しを提出する場合は、代表者の原本と相違が無い旨の証明が必要です。 （例）本書は原本と相違ないことを証明します。 ○年○月○日 ○○町会 会長 ○○ （代表者の署名または記名押印）
④変更後の規約	

◇ 審査のうえ、規約変更の認可・不認可について文書で通知します。

※ 規約の変更と併せて告示事項も変更となる場合は、「告示事項変更届出書（様式 11）」の提出も必要となります。詳しくは、14 ページ【(2)－3 規約及び以下の告示事項の項目に変更があった場合】をご参照ください。

（２）告示事項に変更があった場合

認可地縁団体は、告示事項に変更があったときは、必要書類を揃えて、市長に届出を行う必要があります。

告示事項の項目は、以下のとおりです。

ア. 名称

イ. 規約に定める目的

ウ. 区域

エ. 主たる事務所の所在地

オ. 代表者の氏名及び住所

カ. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

キ. 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

ク. 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ. 認可年月日

（２）－１ 代表者の氏名又は住所が変更になった場合

提出書類	解説
①告示事項変更届出書（様式 11）	○様式の記載例にならって作成してください。 ○主たる事務所の所在地が代表者宅となっており、規約に住所を明記している場合は、規約変更が必要です。 ※『代表者の自宅に置く』等と規定している場合は、規約の変更不要。
②代表者の承諾書（様式 2）	○様式の記載例にならって作成してください。
③代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式 3）	
④代理人の有無を記載した書類（様式 4）	
⑤変更があった旨を証する以下の書類	
・ 会議の議案書（総会資料等）	○様式に特段の定めはありませんが、代表者の変更について明確に諮られる必要があります。
・ 議事録	○様式に特段の定めはありませんが、代表者の変更について議決されたことが明記され

	ている必要があります。 ○規約で規定している議事録の記載事項が明記されている必要があります。提出前に記載漏れが無いかご確認ください。 ※ <u>現在の会員数や出席者数は、世帯数ではなく人数を記載してください。</u> ○議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です。 ○議事録の写しを提出する場合は、代表者の原本と相違が無い旨の証明が必要です。 (例) 本書は原本と相違ないことを証明します。 ○年○月○日 ○○町会 会長 ○○ (代表者の署名または記名+押印)
※ 印鑑登録を行っている場合は、以下の書類も提出してください。 また、<u>代表者等の実印と登録を行う認可地縁団体印鑑をご持参ください。</u>	
⑥認可地縁団体印鑑登録申請書 (様式 7)	○様式の記載例にならって作成してください。
⑦代表者等の印鑑登録証明書	

※主たる事務所の所在地が代表者宅となっており、規約に住所を明記している場合は、規約変更が必要となります。

「規約変更認可申請書(様式 10)」のほか、必要書類を提出してください。

詳しくは、14 ページ【(2)－3 規約及び以下の告示事項の項目に変更があった場合】をご参照ください。

(2) - 2 以下の告示事項が変更になった場合

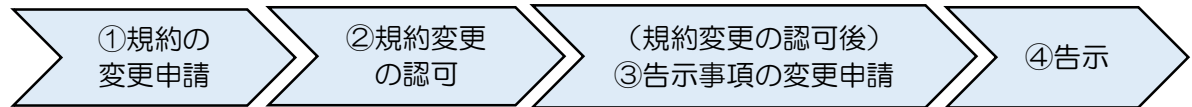
- 〔
- ・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
 - ・代理人の有無
- 〕

提出書類	解説
①告示事項変更届出書（様式 11）	○様式の記載例にならって作成してください。
②変更があった旨を証する以下の書類	
・会議の議案書（総会資料等）	○様式に特段の定めはありませんが、告示事項の変更について明確に諮られる必要があります。
・議事録	○様式に特段の定めはありませんが、告示事項の変更について議決されたことが明記されている必要があります。 ○規約で規定している議事録の記載事項が明記されている必要があります。提出前に記載漏れが無いかご確認ください。 ※ <u>現在の会員数や出席者数は、世帯数ではなく人数を記載してください。</u> ○議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です。 ○議事録の写しを提出する場合は、代表者の原本と相違が無い旨の証明が必要です。 （例）本書は原本と相違ないことを証明します。 ○年○月○日 ○○町会 会長 ○○ （代表者の署名または記名＋押印）
③代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式 3）	○様式の記載例にならって作成してください。
④代理人の有無を記載した書類（様式 4）	

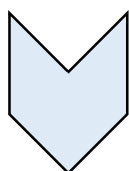
(2) - 3 規約及び以下の告示事項の項目に変更があった場合

〔団体の名称・目的・区域・主たる事務所の所在地・規約に定める解散事由〕

～規約と告示事項の項目に変更があった場合の手続きの流れ～



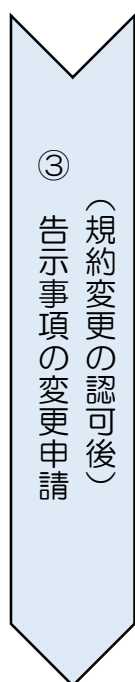
① 規約の変更申請	提出書類	解説
	①規約変更認可申請書 (様式 10)	○様式の記載例にならって作成してください。
	②変更内容及び理由を記載した書類	○様式に特段の定めはありませんが、規約の変更前後及び変更理由が明確に分かる必要があります。(57 ページを参照してください。)
	③規約変更を議決したことを証する以下の書類	
	・会議の議案書(総会資料等) ・議事録	○様式に特段の定めはありませんが、告示事項の変更及びそれに伴う規約の変更について明確に諮られる必要があります。 ○様式に特段の定めはありませんが、変更内容について議決されたことが明記されている必要があります。 ○規約で規定している議事録の記載事項が明記されている必要があります。提出前に記載漏れが無いかご確認ください。 ※ <u>現在の会員数や出席者数は、世帯数ではなく人数を記載してください。</u> ○議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です。 ○議事録の写しを提出する場合は、代表者の原本と相違が無い旨の証明が必要です。 (例) 本書は原本と相違ないことを証明します。 ○年○月○日 ○○町会 会長 ○○ (代表者の署名または記名+押印)



④変更後の規約	
(区域変更した場合のみ)	
⑤区域を示した図面	

② 規約変更の認可

提出された書類を審査し、規約変更の認可・不認可について、文書で通知します。



提出書類	解説
①告示事項変更届出書 (様式 11)	○様式の記載例にならって作成してください。 ○申請日は規約変更の認可日以降となります。
②変更があった旨を証する 以下の書類	
・規約変更認可書の写し	
・会議の議案書(総会資料等)	作成時の注意点は「①規約の変更申請」と同様です。
・議事録	
・新旧対照表	
(区域変更した場合のみ)	
③区域を示した図面	
④その他必要書類	変更になる告示事項の項目によっては、①～③のほかに提出が必要な場合があります。

④ 告示

提出された書類を審査し、変更事項を告示します。

【提出書類一覧】

変更の内容	提出書類	備考
○ 規約の変更があった場合	○ 規約変更認可申請書（様式 10） ○ 変更内容及び理由を記載した書類 ○ 規約変更を議決したことを証する書類 ・ 会議の議案書及び議事録 ○ 変更後の規約	審査のうえ、規約変更の認可・不認可について、文書で通知します。
次の告示事項に変更があった場合 ○ 代表者の氏名又は住所	○ 告示事項変更届出書（様式 11） ○ 代表者の承諾書（様式 2） ○ 代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式 3） ○ 代理人の有無を記載した書類（様式 4） ○ 変更があった旨を証する書類 ・ 会議の議案書及び議事録 ○ 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式 7） ○ 代表者等の印鑑登録証明書 ※ 代表者等の実印と登録を行う認可地縁団体印鑑を持参のこと。	事務所の所在地が代表者宅の住所となっている場合は、規約変更が必要です。
次の告示事項に変更があった場合 ○ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 ○ 代理人の有無	○ 告示事項変更届出書（様式 11） ○ 変更があった旨を証する書類 ○ 代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式 3） ○ 代理人の有無を記載した書類（様式 4）	
規約及び告示事項のうち、次の項目に変更があった場合 ○ 団体の名称 ○ 規約に定める団体の目的 ○ 区域 ○ 主たる事務所の所在地 ○ 規約に定める解散事由	規約変更の認可後 ○ 告示事項変更届出書（様式 11） ○ 変更があった旨を証する書類 ・ 規約変更認可書の写し ・ 会議の議案書及び議事録 ・ 規約の新旧対照表 ・ 区域を示した図面（区域変更の場合）	規約変更が伴いますので、規約変更の認可後、告示事項の変更届出を提出してください。

◇ 申請・届出のあった書類について、審査のうえ、要件を満たしている場合は、認可・告示を行います。

9. 認可地縁団体登録証明書等の発行

市では、地縁による団体の認可をした際に、地縁団体台帳を作成します。また、認可地縁団体印鑑登録申請に基づき、認可地縁団体印鑑登録原票を作成します。

不動産登記等に各種証明書が必要な場合、登録している印鑑を廃止・紛失した場合は、市長に対し申請が必要となります。

申請の内容	提出書類	備考
認可地縁団体印鑑を登録する場合	○ 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式 7） ○ 代表者等の印鑑登録証明書 ※ 代表者等の実印と登録を行う認可地縁団体印鑑を持参のこと。 <代理人※が行う場合のみ> ○ 委任状	
登録している認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付を受ける場合	○ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式 8） <代理人※が行う場合のみ> ○ 委任状 ○ 代表者等の印鑑登録証明書	代表者等若しくは委任を受けた者が申請できます。 【手数料】 1 通につき 450 円
認可地縁団体の告示事項の証明書の交付を受ける場合	○ 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（様式 9）	誰でも申請できます 【手数料】 1 通につき 300 円
登録している認可地縁団体印鑑を廃止する場合	○ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式 12） <代理人※が行う場合のみ> ○ 委任状 ○ 代表者等の印鑑登録証明書	登録している認可地縁団体印鑑を押印してください。
登録している認可地縁団体印鑑を紛失した場合	○ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式 12） ○ 代表者等の印鑑登録証明書 <代理人※が行う場合のみ> ○ 委任状	印鑑を紛失したときは、速やかに廃止申請を行ってください。代表者等の実印を押印してください。

※代理人とは、地方自治法第260条の2第10項の規定により代理人として告示されている者を指します。

10. 不動産に係る登記の特例

法人格を取得し、不動産登記ができるようになって、共有又は個人名義から法人名義に所有権の移転登記を行う際、所有権者が数世代遡る場合においては、相続人の追跡調査や承諾を得るために多大な労力を費やし、さらには、全ての相続人の承諾が得られなければ所有権の移転登記ができないという問題が生じています。

このようなことから、地方自治法の一部が改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについて、青森市長が公告手続を経て、登記関係者（※）の承諾があったものとみなされた旨の公告結果を通知することにより、認可地縁団体が「単独」で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請することを可能とする特例が創設されました。

※ 登記関係者：表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人をいいます。

〔登記までの流れ〕

（１）相続人の所在が分からないなどにより、登記ができない場合、市に所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式 13）及び添付書類を提出します。

【添付書類】

- ① 申請不動産の登記事項証明書
- ② 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ③ 申請者が代表者であることを証する書類
- ④ 次の内容を疎明するに足りる資料
 - （ア）認可地縁団体が不動産を所有していること。
 - （イ）認可地縁団体によって、10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されていること。

〔提出書類〕

- ・ 不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書
（資産証明書・評価証明書等） など

(ウ) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが『認可地縁団体の構成員』又は『かつて認可地縁団体の構成員であった者』であること。

〔提出書類〕

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 墓地の使用者名簿（※ 不動産が墓地である場合） など

(エ) 不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

〔提出書類〕

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 など
- ◇ 登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足る資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。
- ◇ この場合、所在が判明している登記関係者から、当該制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

(2) 市は提出された疎明資料により要件を確認します。

(3) 市は確認ができた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等が、市に異議を述べるべき旨の公告をします。

(4) 公告期間（3 か月間）において、異議がなかった場合は、異議がなかった旨の公告結果を通知します。

【異議があった場合】

この場合、市に異議のある登記関係者等から申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式14）が提出されます。

市が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合は、市から認可地縁団体にその旨通知します。

これにより、認可地縁団体は特例手続を中止することとなります。

(5) 法務局において所有権の保存又は移転の登記を申請できます。

11. 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し（法第 260 条の 2 第 14 項）

認可地縁団体が「2. 法人格を得るための要件」で掲げた要件のいずれかを欠くことになったときや不正な手段により認可を受けたときは、市長は認可を取り消すことがあります。

具体例としては、次のような場合が考えられます。

- 認可地縁団体が、その目的を営利目的や政治目的等に変更したとき
- 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- 構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- 地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

(2) 認可地縁団体の解散（法第 260 条の 20）

認可地縁団体は、次のいずれかの事項に該当する場合は解散することとなります。

法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなります。なお、破産宣告の請求を怠った時などに、非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますのでご注意ください。

- 規約で定めた解散事由が発生したとき
- 破産手続開始の決定（その債務をその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者もしくは債権者の申立てにより、または職権で、破産手続の開始の決定をします）
- 認可の取り消し
- 総会で解散の決議があったとき
- 構成員が欠乏し相当数に満たなくなったとき
- 合併したとき（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る）

12. その他

① 表決権の行使の電子化（令和３年９月１日施行）

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約または総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされました。

今後、総会での決議や規約の見直しにより、「電磁的方法も可」とすれば、メール等で表決することも可能となります。規約を改正された場合は、「規約変更認可申請書」を市民協働推進課まで提出してください。

② 認可を受けるための要件の見直し（令和３年１１月２６日施行）

これまでの認可地縁団体制度は、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができるということを目的として導入されました。

しかし、今回の改正により、認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるように変更されます。

これに伴い、これまで認可申請の別添書類に必要だった保有資産目録または保有予定資産目録の提出が不要となります。

③ 総会を開催しない書面又は電磁的方法による決議の規定の創設 （令和４年８月２０日から）

所定の条件を満たすことで、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。

④ 認可地縁団体同士の合併

昨今、人口減少・少子高齢化が進み、認可地縁団体においても構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が発生しています。

このようなことから、地方自治法及び地方自治法施行規則の一部が改正（令和５年４月１日施行）され、認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併できる規定が新設されました。

⑤ 認可地縁団体の認可等及び認可地縁団体台帳の写しの交付に係る住所告示の

見直し（令和8年10月1日施行）

これまでの認可地縁団体制度では、認可地縁団体の認可等の告示の際に、代表者等の住所を表示していましたが、今回の改正により、個人情報保護の観点から、次に掲げる事項を表示しないことになりました。

○認可地縁団体の代表者の住所

○裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所

○認可地縁団体の代表者の代理人の住所

○認可地縁団体の清算人の住所

○認可地縁団体の主な事務所の所在地（上記4項目に掲げる住所と同一の場合に限る。）

また、認可地縁団体台帳の写しの交付の際に、代表者等の住所等を表示していましたが、今回の改正により、個人情報保護の観点から、次に掲げる事項を表示しない措置を講じて交付することになりました。

○認可地縁団体の代表者又は代表者であった者の住所

○裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者又は職務代行者であった者の住所

○認可地縁団体の代表者の代理人又は代理人であった者の住所

○認可地縁団体の清算人又は清算人であった者の住所

○認可地縁団体の主な事務所の所在地（上記4項目に掲げる住所と同一の場合に限る。）

(様式 1)

年 月 日

青森市長

様

認可を受けようとする地縁による団体
の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(様式2)

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

地縁による団体の主たる事務所の所在地

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

年 月 日

住 所

氏 名

(様式3)

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有

職務代行者 氏 名
住 所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

※ 該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

(様式4)

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

代表者名

1 代理人の有無

(1) 有
代理人 氏 名
住 所

(2) 無

※「代理人」とは、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

参考：地方自治法（抜粋）

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(様式5)

構成員名簿

団体の名称

年 月 日現在

[illegible]

(様式6)

区域及び活動状況等に関する確認書

【対象の団体】

団体の名称		代表者氏名	
主たる事務所の所在地		代表者住所	
団体設立年月日			
団体の目的			
区域			
規約に定める地域的な共同活動の内容			
添付書類	・ 区域図 ・ 規約		

(団体名称) _____ の区域等について、次のとおり確認します。

確認事項	確認		備考
地縁による団体として確認できますか？	確認できる	確認できない	
数年にわたり、地域的な共同活動を実施していることが確認できますか？	確認できる	確認できない	
規約に定める区域が、流動的でなく、共同的な活動を行っている区域として、確認できますか？	確認できる	確認できない	

※ 各項目について、「確認できる」・「確認できない」のいずれかに○をつけてください。

区域及び活動状況等については、上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

町会等名		
代表者	住所	
	職氏名	
	連絡先電話番号	

(様式7)

年 月 日

青森市長

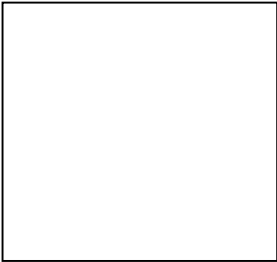
様

☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

認可地縁団体印鑑登録申請書

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録を受けようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体	名 称	
		主たる事務所の所在地	
	代表者等	代 登録資格	
		表 氏 名	Ⓜ
		者 生年月日	年 月 日
等 住 所			

(注意事項)

- 1 この申請は、申請者本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名欄の氏名の次には、申請者の個人の実印（申請者が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録している個人の印鑑をいう。）を押印のうえ、当該実印の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式8)

年 月 日

青森市長

様

☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可 地縁 団体	名 称	
		主たる事務所の所在地	
	代 表 者 等	登録資格	
		氏 名	国
		生年月日	年 月 日

(注意事項)

- 1 この申請は、申請者本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 氏名欄の氏名の次には、登録している認可地縁団体印鑑を押印してください。
- 3 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式9)

青 森 市 長

様

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

認可地縁団体告示事項証明書_____通の交付を申請します。

年 月 日

申 請 者	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	

請求に係る認可地縁団体

認可地縁団体の 名 称	
認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	
代 表 者 氏 名	

用 途

申請者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合、代表者等の住所の表示の申出の有無を選択してください。 ア 認可地縁団体の代表者または代表者であった者 イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者または職務代行者であった者 ウ 認可地縁団体の代表者の代理人または代理人であった者 エ 認可地縁団体の清算人または清算人であった者	
代表者等の住所の表示 の申出の有無	☐ 有 ☐ 無

(様式 10)

年 月 日

青森市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式 11)

年 月 日

青森市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項

(2) 変更内容

変更前

変更後

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

(様式12)

年 月 日

青森市長

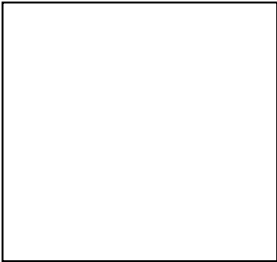
様

☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可 地縁 団体	名 称	
		主たる事務所の所在地	
	代 表 者 等	登録資格	
		氏 名	印
		生年月日	年 月 日
		住 所	

(注意事項)

- 1 この申請は、申請者本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 氏名欄の氏名の次には、登録している認可地縁団体印鑑を押印してください。
- 3 登録している地縁団体印鑑を紛失した場合は、申請者の個人の実印（申請者が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録している個人の印鑑をいう。）を押印のうえ、当該実印の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式 13)

年 月 日

青森市長

様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する
下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしい
ので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(様式14)【参考】

年 月 日

青森市長

様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

(様式15)

年 月 日

青森市長

様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

- ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

- ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

- ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

(様式16)

年 月 日

青森市長

様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

※【〇〇〇】は、注釈です。

〇〇町会〔町内会〕〔自治会〕規約

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、〇〇町〔内〕会〔自治会〕と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図りながら次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域社会づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営
- (4) 会員の福利厚生増進
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全への意識の啓発及び取組
- (6) 文化の振興及びスポーツ、レクリエーションの実施
- (7) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

（区域）

第3条 本会の区域は、青森市〇〇町〇丁目〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

（大字〇〇字〇〇町〇番地の〇から〇番地の〇までの区域）

（大字〇〇字〇〇町のうち〇〇川以（東西南北）の区域）

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、青森市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

（本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。）

第2章 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条【区域】に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員とすることができる。

【第2項は必要な場合のみ】

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費【細則で別に定めてください】を納入しなければならない。

2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

【第2項は必要な場合のみ】

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める【細則で別に定めてください】入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める【細則で別に定めてください】退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) ○○○○ ○人

【会長、副会長以外の役員としては、会計、書記(庶務)、専門部会長等が考えられます。】

(4) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及び○○○○【第9条で定めた役員】は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

〔○ 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。〕

〔○ 書記（庶務）は、会務を記録するほか、会の内外への連絡、広報などを行う。〕

〔○ 専門部会長は、各専門部会を代表し、専門の業務を行う。〕

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及び〇〇〇〇【第9条で定めた役員】の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 組 織

【この章は必要な場合のみ】

（専門部会）

第13条 本会に、次の専門部会を置く。

- (1) 〇〇〇部会
- (2) 〇〇〇部会
- (3) 〇〇〇部会

（班）

第14条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。

2 各班では、会員の中から班長を選出する。

第5章 総 会

（総会の種別）

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第 16 条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権限）

第 17 条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 資産及び会費に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) 規約の改正に関する事項

2 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

（総会の開催）

第 18 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内【少なくとも年 1 回の開催が必要】に開催する。

【年度終了後 3 箇月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を受けるため、通常総会は年度終了後 3 箇月以内に開催する必要があります】

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 11 条第 3 項第 4 号【監事による総会の招集請求】の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

（総会の招集）

第 19 条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号【全会員の 1/5 からによる総会の招集請求】及び第 3 号【監事による総会の招集請求】の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日〇日前までに文書でもって通知【少なくとも 5 日前までに通知を行う必要があります】しなければならない。

（総会の議長）

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

〔総会の議長は、会長がこれにあたる。〕

(総会の定足数)

第21条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 総会において決議をすべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○○○。

(2) ○○○○○○○○○○○。

(3) ○○○○○○○○○○○。

【第2項は必要な場合のみ】

(総会の書面表決等)

第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の会員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

3 前2項の場合における第21条【総会の定足数】及び第22条【総会の議決】の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【未成年者の表決権は、民法の定めるところにより、行使が行われることとなります。】

【第2項は必要な場合のみ】

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第30条 役員会には、第21条【総会の定足数】、第22条【総会の議決】、第24条【総会の書面表決等】及び第25条【総会の議事録】の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める【細則で別に定めて下さい。】財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条第1号【資産の構成】に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、青森

市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【「総会員の3分の2以上」と定めることもできますが、規約変更という重要事項を少数会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。】

（解散）

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【「総会員の3分の2以上」と定めることもできますが、少数会員の意思によって解散することを決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。】

（合併）

第40条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ青森市長の認可を受けなければ合併することはできない。

【「総会員の3分の2以上」と定めることもできますが、少数会員の意思によって解散することを決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。】

（残余財産の処分）

第41条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【「総会員の3分の2以上」と定めることもできますが、少数会員の意思によって解散することを決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。】

第9章 雑 則

（備付け帳簿及び書類）

第42条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、役員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿・証拠書類、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

【構成員名簿を備え置き、構成員の変更がある毎に必要な変更を加えなければならない。[地方自治法第260条の4②]】

（委任）

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇【会長又は役員会等】が別に定める。

附 則

1 この規約は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

〔この規約は、青森市長の認可のあった日から施行する。〕

- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 35 条【事業計画及び予算】の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 37 条【会計年度】の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。
- 4 本会の設立初年度の役員は、第 12 条【役員の任期】の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(様式 1)

〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長 <<市長名>> 様

認可を受けようとする地縁による団体
の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 <<規約に定めた団体の名称>>
所在地 <<規約に定めた団体の事務所の所在地>>
代表者の氏名及び住所
氏 名 <<代表者の氏名>>
住 所 <<代表者の住所>>

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(様式2)

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

《規約に定めた団体の名称》

地縁による団体の主たる事務所の所在地

《規約に定めた団体の事務所の所在地》

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

代表者として選任された総会の年月日

住 所 《代表者の住所》

氏 名 《代表者の氏名》

(様式3)

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

《規約に定めた団体の名称》

代表者名

《代表者の氏名》

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有

職務代行者 氏 名
住 所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

※ 該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

(様式4)

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

《規約に定めた団体の名称》

代表者名

《代表者の氏名》

1 代理人の有無

(1) 有

代理人 氏 名
住 所

(2) 無

※「代理人」とは、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

参考：地方自治法（抜粋）

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

構成員名簿

団体の名称

〇〇年〇〇月〇〇日現在

[illegible]

(様式6)

区域及び活動状況等に関する確認書

【対象の団体】

団体の名称		代表者氏名	町(内)会等以外の地縁による団体の場合、提出が必要です
主たる事務所の所在地		代表者住所	
団体設立年月日			
団体の目的			
区域			
規約に定める地域的な共同活動の内容			
添付書類	・ 区域図 ・ 規約		

(団体名称) _____ の区域等について、次のとおり確認します。

確 認 事 項			備 考
地縁による団体として確認できますか？	確認できる	確認できない	
数年にわたり、地域的な共同活動を実施していることが確認できますか？	確認できる	確認できない	
規約に定める区域が、流動的でなく、共同的な活動を行っている区域として、確認できますか？	確認できる	確認できない	

※ 各項目について、「確認できる」・「確認できない」のいずれかに○をつけてください。

区域及び活動状況等については、上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

町 会 等 名			
代 表 者	住 所		
	職 氏 名		
	連 絡 先 電話番号		

(様式7)

〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長 <<市長名>> 様

代理人が申請する場合は、委任状を添付のこと

■本人 住所 青森市大字〇〇字〇〇〇
☐代理人 氏名 〇〇 〇〇

認可地縁団体印鑑登録申請書

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録を受けようとする 認可地縁団体印鑑 代表 者印	認可地縁団体	名 称	<<規約に定めた名称>>
		主たる事務所の所在地	<<規約に定めた事務所の所在地>>
	代 表 者 等	登録資格	代表者
		氏 名	<<代表者の氏名>> 
		生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
住 所		<<代表者の住所>>	

印鑑登録証明書を添付のこと

(注意事項)

- 1 この申請は、申請者本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名欄の氏名の次には、申請者の個人の実印（申請者が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録している個人の印鑑をいう。）を押印のうえ、当該実印の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式8)

〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長 <<市長名>> 様

代理人が申請する場合は、委任状を添付のこと

■本 人 住所 青森市大字〇〇字〇〇〇
 □代理人 氏名 〇〇 〇〇

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印鑑 代表 者印	認可地縁団体	名 称	<<規約に定めた名称>>		
		主たる事務所の所在地	<<規約に定めた事務所の所在地>>		
	代表者等	登録資格	代表者		
		氏 名	<<代表者の氏名>>		代表 者印 代表者の角印を押印のこと
		生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		

(注意事項)

- この申請は、申請者本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 氏名欄の氏名の次には、登録している認可地縁団体印鑑を押印してください。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式9)

青森市長 <市長名> 様

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

認可地縁団体告示事項証明書 2 通の交付を申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申 請 者	(フリガナ) 氏 名	<<申請者の氏名>>
	住 所	<<申請者の住所>>

請求に係る認可地縁団体

認可地縁団体の 名 称	<<請求する認可地縁団体の名称>>
認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	<<請求する認可地縁団体の事務所の所在地>>
代 表 者 氏 名	<<請求する認可地縁団体の代表者の氏名>>

用 途

<<用途例>>

不動産登記に必要なため など

申請者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合、代表者等の住所の表示の申出の有無を選択してください。

ア 認可地縁団体の代表者または代表者であった者

イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者または職務代行者であった者

ウ 認可地縁団体の代表者の代理人または代理人であった者

エ 認可地縁団体の清算人または清算人であった者

代表者等の住所の表示
の申出の有無**申請者が上記のアからエまでのいずれかに該当する場合、有・無を選択してください。**☐ 有☒ 無

(様式10)

〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長 <<市長名>> 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 <<規約に定めた団体の名称>>

所在地 <<規約に定めた団体の事務所の所在地>>

代表者の氏名及び住所

氏 名 <<代表者の氏名>>

住 所 <<代表者の住所>>

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

別添書類

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

《規約の変更内容及び変更理由》

〇〇町会規約の変更について															
1. 変更の内容															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(役員) 第△条 本会に、次の役員を置く。</td> <td>(役員) 第△条 本会に、次の役員を置く。</td> </tr> <tr> <td>一 会長 一人</td> <td>一 会長 一人</td> </tr> <tr> <td>二 副会長 二人</td> <td>二 副会長 二人</td> </tr> <tr> <td>三 会計 一人</td> <td>三 会計 一人</td> </tr> <tr> <td>四 書記 一人</td> <td>四 書記 一人</td> </tr> <tr> <td>五 監事 三人</td> <td>五 監事 三人</td> </tr> </tbody> </table>	変更後	変更前	(役員) 第△条 本会に、次の役員を置く。	(役員) 第△条 本会に、次の役員を置く。	一 会長 一人	一 会長 一人	二 副会長 二人	二 副会長 二人	三 会計 一人	三 会計 一人	四 書記 一人	四 書記 一人	五 監事 三人	五 監事 三人	
変更後	変更前														
(役員) 第△条 本会に、次の役員を置く。	(役員) 第△条 本会に、次の役員を置く。														
一 会長 一人	一 会長 一人														
二 副会長 二人	二 副会長 二人														
三 会計 一人	三 会計 一人														
四 書記 一人	四 書記 一人														
五 監事 三人	五 監事 三人														
2. 変更理由															
現在 1 名である副会長について、町会運営の業務の増加に伴い、2 名に増員するもの。															

《議決を証する書類》

〇〇〇町会〇〇年度△△総会議事録	
1 日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分～
2 場 所	青森市〇〇〇 〇〇〇市民館
3 構成員数	〇〇〇〇名
4 出席者数	〇〇〇名 (うち、規約第〇条の規定による委任状の提出〇〇名)
5 審議事項	
	第1号議案
	第2号議案 〇〇〇町会規約の一部改正について
6 議事の経過の概要及び議決の結果	
〇〇時〇〇分に議長が挨拶を行い、続いて資格審査において、総会員数〇〇〇名のうち、出席会員〇〇名、規約第〇〇条の規定による委任状の提出〇〇〇名であり、規約第〇〇条の規定による総会の定足数を満たしていることから、〇〇年度△△総会の開会を宣言した。 次に、本総会の議事録署名人として、議長が〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の両会員を指名し、賛成多数により承認された。 〇〇時〇〇分、議長の進行により議事に入った。 ＜中略＞ 第2号議案 「〇〇〇町会規約の一部改正について」、事務局が議案を朗読し、議長より質問、意見等を求めたところ、異議がなく、満場の拍手で議案を承認し、本案は可決された。	
以上、この議事録が正確であることを証します。	
〇〇年〇〇月〇〇日	
議 長	〇〇 〇〇
議事録署名人	〇〇 〇〇
同	〇〇 〇〇

「3構成員数」「4出席者数」について、世帯数ではなく人数を記載すること。

議事録の写しを提出する場合、代表者の原本証明が必要です。(署名または記名押印)

本書は原本と相違ないことを証明します。
〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇町会 会長 〇〇〇〇

(様式 11)

〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長 ≪市長名≫ 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ≪規約に定めた団体の名称≫

所在地 ≪規約に定めた団体の事務所の所在地≫

代表者の氏名及び住所

氏 名 ≪代表者の氏名≫

住 所 ≪代表者の住所≫

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項 **代表者の氏名及び住所**

(2) 変更内容

変更前 〇〇 〇〇

青森市大字〇〇字〇〇〇

変更後 △△ △△

青森市大字△△字△△

- 団体の名称
- 規約に定める目的
- 区域
- 主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名及び住所
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- 代理人の有無
- 規約に定める解散事由

就任する年月日

※ 規約変更の認可が伴う場合は、
認可を受けた年月日

2 変更の年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

任期満了による代表者の変更

(様式12)

年 月 日

青森市長 《市長名》 様

代理人が申請する場合は、委任状を添付のこと

■本人 住所 青森市大字〇〇字〇〇〇
□代理人 氏名 〇〇 〇〇

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 代表 者印	認可 地縁 団体	名 称	《規約に定めた名称》
		主たる事務所の所在地	《規約に定めた事務所の所在地》
	代 表 者 等	登 録 資 格	代表者
		氏 名	《代表者の氏名》 実印
		生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	住 所	《代表者の住所》	

(注意事項)

- 1 この申請は、申請者本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 氏名欄の氏名の次には、登録している認可地縁団体印鑑を押印してください。
- 3 登録している地縁団体印鑑を紛失した場合は、申請者の個人の実印（申請者が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録している個人の印鑑をいう。）を押印のうえ、当該実印の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

青森市長 <市長名> 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 <規約に定めた団体の名称>

所在地 <規約に定めた団体の事務所の所在地>

代表者の氏名及び住所

氏 名 <代表者の氏名>

住 所 <代表者の住所>

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地
〇〇〇市民館	〇〇〇㎡	青森市大字〇〇字〇〇〇

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	〇〇〇㎡	青森市大字〇〇字〇〇〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 〇〇 〇〇

住 所 青森市大字〇〇字〇〇〇

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をするに
ついて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(様式14)【参考】

年 月 日

青森市長 <<市長名>> 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名 <<異議を述べる者の氏名>>

住 所 <<異議を述べる者の住所>>

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 住民票の写し

☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

地方自治法抜粋（昭和22年4月17日法律第67号）

（地縁による団体）

- 第260条の2** 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2** 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- （1） その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
 - （2） その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - （3） その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - （4） 規約を定めていること。
- 3** 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- （1） 目的
 - （2） 名称
 - （3） 区域
 - （4） 主たる事務所の所在地
 - （5） 構成員の資格に関する事項
 - （6） 代表者に関する事項
 - （7） 会議に関する事項
 - （8） 資産に関する事項
- 4** 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- 5** 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- 6** 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7** 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8** 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9** 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10** 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- 11** 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12** 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

- 13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（規約の変更）

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録及び構成員名簿）

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（代表者）

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

（認可地縁団体の代表）

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（代表者の代表権の制限）

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の代理行為の委任）

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮代表者）

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1)財産の状況を監査すること。
- (2)代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3)財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4)前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

(総会の決議事項)

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法であって総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(認可地縁団体の解散事由)

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。
- (6) 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

(認可地縁団体の解散の決議)

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(認可地縁団体についての破産手続の開始)

第260条の22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算認可地縁団体)

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算認可地縁団体についての破産手続の開始)

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(裁判所による監督)

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(事件の管轄)

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人等の報酬)

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、

認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。

この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40 認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述

べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

- 3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44 市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- 2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 3 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となったものとみなす。
- 4 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- 5 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があった場合について準用する。

第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。
- (2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。
- 2 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責務を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によって定める。

(認可地縁団体の不動産登記の特例)

第260条の46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて

て当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によって、10年

以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不

動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可

地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。

この場合において、公告の期間は、3月を下ってはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第1項の規定により申

請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

- 5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の47 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (3) 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則抜粋(昭和22年5月3日政令第16号)

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第18条の2 地方自治法第260条の39第4項において準用する同法第260条の2第2項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- (2) 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- (3) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- (6) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第18条の3 市町村長は、地方自治法第260条の2第1項の認可を行ったときは、認可地縁団体ごとに、次に掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日
- (10) 台帳を起こした年月日

2 前項の規定は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の13第3項の通知があった場合について適用する。この場合において、前項第9号中「認可年月日」とあるのは、「土地改良法第76条の12第2項第5号の日又は同法第76条の13第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。

3 第1項の規定は、森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第3項の通知があった場合について適用する。この場合において、第1項第9号中「認可年月日」とあるのは、「森林組合法第100条の20第2項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。

4 市町村長は、認可地縁団体が解散したとき（破産及び合併による場合を除く。）は、次に掲げる事項を第1項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所並びに就任年月日
- (2) 解散事由
- (3) 解散年月日

5 市町村長は、認可地縁団体の清算が終了したときは、清算終了年月日を第1項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

6 市町村長は、地方自治法第260条の39第3項の認可を行ったときは、次に掲げる事項を第1項の規定により作成した台帳に記載するものとする。

- (1) 合併後の認可地縁団体の名称

- (2) 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- (3) 合併後の認可地縁団体の区域
- (4) 合併後の認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- (6) 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日
- (10) 合併前の各認可地縁団体の名称
- (11) 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

7 認可地縁団体は、前各項に掲げる事項（次条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を除く。）に変更があったときは、当該事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に届け出なければならない。この場合において、届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第1項の台帳に記載するものとする。

8 第1項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項（土地改良法第76条の13第4項及び森林組合法第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第1項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第5号から第7号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第8号及び第9号に掲げる事項
- (2) 土地改良法第76条の13第3項の通知があった場合 前条第2項により読み替えて適用する同条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第5号から第7号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第8号及び第9号に掲げる事項
- (3) 森林組合法第100条の22第3項の通知があった場合 前条第3項により読み替えて適用する同条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第5号から第7号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第8号及び第9号に掲げる事項
- (4) 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。） 前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号まで及び第4項第1号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）並びに同項に掲げる事項（同項第1号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。）
- (5) 清算結了の場合 前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号まで及び第4項第1号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第1号の事項（清算人の氏名に限る。）並びに同条第5項の事項
- (6) 前2号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第260条の

2 第 1 1 項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合
告示した事項のうち変更があった事項に係る前条第 1 項各号（同条第 2 項又は第 3 項
により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項

- 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。
- 3 市町村長は、第 1 項の告示を行ったときは、前条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 4
項各号に掲げる事項並びに同条第 5 項の事項の告示年月日を同条第 1 項の規定により作
成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、同
条第 4 項第 2 号及び第 3 号並びに第 5 項においては、この条第 1 項第 1 号の告示を行っ
た場合を除くものとする。

第 2 0 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者
が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体
の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。
- 3 地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に
係る事項について、第 1 8 条の 3 第 1 項の台帳に記載するものとする。この場合におい
て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該
台帳に記載するものとする。
 - (1) 名称に変更があった場合 名称の変更に伴う規約変更の認可年月日
 - (2) 主たる事務所の所在地に変更があった場合
 - イ 規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可
年月日
 - ロ 規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日
 - ハ 行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日
 - (3) 代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があった場合
 - イ 変更の原因
 - ロ 当該原因が発生した年月日
 - (4) 規約に定める目的を変更した場合 目的の変更に伴う規約変更の認可年月日
 - (5) 区域を変更した場合 区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

第 2 1 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 2 項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、
請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提
出することにより行うものとする。

- 2 市町村長は、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第 1 8 条
の 3 第 1 項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に
掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。
 - (1) 代表者又は代表者であった者の住所
 - (2) 裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であった者の住所
 - (3) 代表者の代理人又は代理人であった者の住所
 - (4) 清算人又は清算人であった者の住所
 - (5) 主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）
- 3 前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1
2 項の規定による請求者であって、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た
場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当で
ないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。
(電磁的方法)

第22条の2 地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第22条の2の2 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

3 第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第260条の19の2第1項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第1項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第22条の2の3 地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2の4 地方自治法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、第18条の3第1項の台帳に記載した事項のうち同条第6項第1号から第3号までに掲げる事項、同項第4号の事項（同項第5号から第7号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第5号から第7号までに掲げる事項（住所を除く。）及び同項第8号から第11号までに掲げる事項とする。

第22条の2の5 地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- (2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類
- (4) 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の3 地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- (2) 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- (3) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- (4) 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の4 地方自治法第260条の46第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第22条の5 地方自治法第260条の46第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

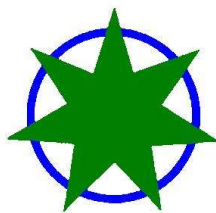
読み替え後の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律抜粋（平成18年法律第48号）」

(住所)

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについては第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。



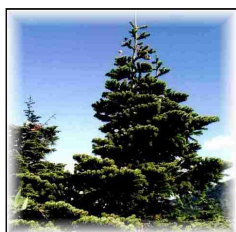
青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいを感じるまちにしましょう

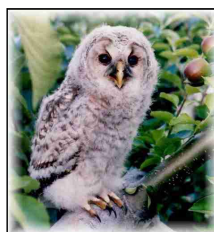
平成 17 年 4 月 27 日制



市の木
【あおもりとどまつ】



市の花
【はまなすの花】



市の鳥
【ふくろう】



市の昆虫
【ホタル】

【 問合先 】

青森地区 : 青森市市民部市民協働推進課
住所 030-0801 青森市新町一丁目3番7号
電話 017-734-5231

浪岡地区 : 青森市浪岡振興部地域振興課
住所 038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101 番地 1
電話 0172-62-1147